

(別紙)
「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針の変更案」の一部修正に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(令和8年法律第38号。以下「本法」という。)に基づいて定める特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(以下「安定供給確保基本指針」という。)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	サプライチェーン（日本語で「供給経路」でいいのではないのか？）の強化、という名目だが、昨今の、中国と不必要な武力摩擦を起こして貿易を絶たれたり、アメリカ・イスラエルの軍事攻撃に協力して 石油等の供給を断絶させたりという、政府（総理大臣・防衛大臣ら個人と言った方がいいだろうが）自らが サプライチェーンを破綻させている様子を見ると、なぜその尻拭いを、企業や個人が行わなければならないのか甚だ疑問だ。まず、国がSDGsの指針を守り、平和解決、法による解決、武器売買の禁止、国際条約の遵守などの義務を きちんと果たして サプライチェーンを維持する事を、基本方針で明示的に定めるべき。	本制度の運用に当たっては、推進法第 90 条の規定及び基本方針の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする旨を基本指針中に明記しており、引き続き、この点に留意しながら対応してまいります。
2	【提案1】情報共有における「営業秘密の保護」および「関係法令との整合性」の追記 （対象箇所：第1章第4節 第2段落「安定供給確保に影響を及ぼし得る事項について情報を得た際に…」の記述箇所） （1）改善案の趣旨および内容 民間事業者間や関係者間での適時適切かつ円滑な情報共有を促すにあたり、「営業秘密の保持」「インサイダー取引規制」「不当な取引制限（独占禁止法）」などの既存の法令やコンプライアンスとの整合性に対する配慮を明確に記述することを提案する。 （2）具体文言案 「…安定供給確保に影響を及ぼし得る事項について情報を得た際に、営業秘密の保護及び関係法令の遵守に配慮しつつ、関係者に対して適時適切に情報共有する…」 （3）理由および背景 事業者間で供給能力や調達価格、取引先リスク等の情報を共有する際、意図せぬ情報漏洩や独占禁止法（不当な情報交換）、インサイダー取引規制への抵触を懸念し、情報共有に消極的になるリスクがある。「関係法令の遵守や秘密保持に配慮しつつ」という文言を挿入することで、事業者が安心して適切な枠組みのもとで情報共有を行えるようになる。	営業の秘密の保護等のコンプライアンス保全や関係法令の遵守は、本制度による取組のみならず事業活動を行うに当たって当然必要となるものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
3	【提案2】需給ひっ迫時における事業者の調整行動に対するガイドライン策定等の明記 (対象箇所:第1章第4節 第2段落「特定重要物資等の需給がひっ迫した場合において…」の記述箇所) (1)改善案の趣旨および内容 需給ひっ迫時において、供給事業者が「平時を上回る供給」や「相手方・用途等の調整」を行う際、既存の個別契約上の義務や独占禁止法等との関係で法的リスクが生じる懸念がある。国がこれらの調整行動に関するガイドラインや適用解釈をあらかじめ提示・整備する旨を本指針に明確化することを提案する。 (2)具体文言案 「…供給の相手方・用途等に係る必要な調整(国による当該調整に係る法的解釈の明確化や運用ガイドラインの提示を含む。)等により…」 (3)理由および背景 事業者が有事・ひっ迫時に特定の取引先へ優先配分する等の運用を行う場合、他の取引先からの契約不履行責任の追及や、不当な取引制限等の法的リスクを恐れて迅速な対応が躊躇される可能性がある。国が指針において「ガイドラインの提示や法的解釈の明確化を行う」姿勢を示すことで、現場の執行可能性と迅速性が大幅に高まる。	本基本指針は、関係者間でできる連携・協力の例として示しております。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
4	【提案3】国によるインセンティブ付与および環境整備の予見可能性向上 (対象箇所:第1章第4節 第3段落「物資の調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブの付与等…」の記述箇所) (1)改善案の趣旨および内容 国が講じる環境整備やインセンティブ付与について、対象となる行動基準や支援策の方向性をより具体的かつ客観的に示す方針を追記することを提案する。 (2)具体文言案 「…物資の調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブの付与(具体的な対象となる取組や支援措置の明確化を含む。)等、環境整備に努めるものとする。」 (3)理由および背景 民間事業者がサプライチェーンの多様化や在庫積み増し等のコストを伴う投資を行うためには、どのような取組が国の評価・インセンティブ(補助金、税制優遇、総合評価落札方式での加点等)の対象となるのかという予見可能性が必要である。具体的な対象や手続の明示方針を盛り込むことで、事業者の自主的な投資意欲を引き出すことができる。	国が行うインセンティブの付与の在り方については、特定重要物資ごとに異なります。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
5	【提案4】金融機関・投資家等の役割における「それぞれの立場や受託者責任への配慮」の明記 (対象箇所: 第1章第4節 第1段落「…金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ…」の記述箇所) (1)改善案の趣旨および内容 金融機関や投資家等の市場参加者が安定供給確保に関与・協力する際、それぞれの持つ役割や法的な受託者責任(フィデューシャリー・デューティー)との調和に配慮する旨を付記することを提案する。 (2)具体文言案 「…金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、関係者のそれぞれの立場や役割に配慮しつつ、国、民間事業者等の関係者は…」 (3)理由および背景 金融機関や投資家は顧客・出資者に対する善管注意義務や受託者責任を負っています。関係者に一律の協力を求めるのではなく、「各関係者の立場や役割(受託者責任等)に配慮する」旨を明確にすることで、資金供給者としての金融機関・投資家が過度な法的リスクや混乱を回避しながら、ESG投資やサステナビリティ融資等の既存枠組みを活用して前向きに参加しやすくなる。	御指摘の箇所は関係者間での連携協力についての姿勢を示したものであり、それぞれの立場や役割の下でのサプライチェーンが成り立っていることを示しています。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
6	国民生活や経済活動に必要な物資の安定供給を確保すること自体は重要だが、「経済安全保障」を理由として、政府が特定の物資や民間事業者に対して講じる措置の範囲を拡大していくことには重大な懸念がある。今回、「国自らの措置を講じる必要性」「状況の困難性」「手段の相当性及び有効性」などを指定の判断要素として追加するのであれば、それぞれの基準を誰がどのように判断するのか、国民や事業者が予測できる程度に具体的かつ明確に定めるべき。「経済安全保障上必要」という抽象的な理由だけで対象物資や政府による介入が拡大すれば、行政の裁量が過度に大きくなり、民間企業の自由な事業活動や調達、研究開発等に不必要な制約を与えるおそれがある。	特定重要物資の指定に当たっての考え方は、重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性、措置の必要性の4要件から変わっておりません。また、各特定重要物資の4要件への該当性については、主務大臣が定める安定供給確保取組方針において明記しております。国自らの措置を講ずる必要性等は、特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資に関する要件ですが、これらは今回の改定で追記されたものではありません。
7	民間に特定重要物の安定的な確保を背負わすのではなく、国が率先して確保するよう努力してほしい。	本制度の運用に当たっては、官民の適切な役割分担の下で、特定重要物資の安定供給確保を図ること、さらに、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、サプライチェーンの強靱化を後押ししていくことが重要であると考えております。これも踏まえて、民間事業者のみならず、国も含めた関係者が、特定重要物資等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めること、また、国は、民間事業者等による特定重要物資等の安定供給確保のための相互の連携協力が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとするを安定供給確保基本指針案に明記しております。なお、民間事業者等に対する支援措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であるときには、経済安全保障推進法第44条に基づき、国(主務大臣)がその安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとしております。
8	特定重要物資がひっ迫した場合、国民にも誠実に、すべてを、きっちり報告してほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
9	第1章 第4節「国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力」に関連し、特に「医薬品」の安定供給確保について、原薬の多くを海外に依存している日本において、国内の製薬企業が医薬品を安定的に製造・供給できなくなる事態は、単なる産業の衰退ではなく、国民の生命を脅かす国防（経済安全保障）上の重大な危機であると認識すべき。 本節において「物資の調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブの付与等」とありますが、医薬品の安定供給のためには、何よりもまず「過度な薬価引き下げ政策の抜本的な見直し（薬価の引き上げ・維持）」が不可欠。 医療費の適正化を図るべき真の対象は、薬価ではなく「医学的に必要性の低い過剰な医療」であり、不適切な需要に対し、現場の医師が明確に処方断れるよう、国が主導して「市販薬で代替可能な疾患への保険適用除外」などの法整備・ルール化を進めるべき。 製薬産業が本来の力を発揮できる薬価制度への回帰と、医療資源の適正配置に向けた法整備を要望する。	個別の物資の取組については、各特定重要物資の安定供給確保取組方針で定めております。
10	特定重要物資の安定供給を確保すること自体には理解するが、政府が「経済安全保障」を理由として市場や民間企業へ介入し、公費を投入する範囲を拡大することに反対。 国自らが措置を講じる必要性や状況の困難性、手段の相当性・有効性等を判断するのであれば、その判断基準を具体的かつ客観的に示すべき。 行政機関が「必要だ」と判断しただけで対象物資を指定し、補助金等によって特定産業を支援する仕組みになれば、政府の裁量が過度に拡大する。費用の原資は国民の税金である。どの程度の公費を投入するのか、その政策によってどれだけの供給安定効果が得られるのか、民間だけでは本当に対応できないのかを事前に明確に検証すべき。 また、いったん特定重要物資に指定された後、必要性がなくなった場合に速やかに指定を解除する仕組みも必要。「安全保障上必要」という理由だけで、補助金や規制を恒久化することは認めるべきではない。 国民の税金を投入する以上、政策の必要性、費用対効果、対象企業の選定過程を徹底的に透明化すべき。 公費投入は必要最小限とし、厳格な期限、効果検証、情報公開、指定解除の基準を設けることを強く求める。	特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定に当たっては、政府による過度な介入を行わないよう留意することを安定供給確保基本指針に明記しております。また、特定重要物資毎にサプライチェーンの現状等が異なるため、一律に具体的な基準を定めることは困難であるものの、安定供給確保基本指針に特別特定重要物資の指定に関する判断基準の考え方を明記し、これに基づき厳格に判断することとしております。 なお、特定重要物資の指定に当たっての考え方は、推進法第7条に規定されているとおり、重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性、措置の必要性の4要件から成り、各特定重要物資の4要件への該当性については、主務大臣が定める安定供給確保取組方針において明記しております。 また、特定重要物資の指定の解除の考え方については、安定供給確保基本指針に明記しており、これも踏まえて、適切に対応してまいります。さらに、各認定供給確保計画の進捗評価、各物資の安定供給確保の目標の達成に向けた進捗評価については毎年度フォローアップを行い、その結果を経済安全保障法制に関する有識者会議において報告しています。
11	特定重要物資のサプライチェーンが、供給事業者・需要事業者にとどまらず、取引関係者・金融機関・投資家・専門家など幅広い関係者の上に成り立っていることを踏まえ、国・民間事業者等の相互の連携協力をこれまで以上に緊密化する方向性は、経済安全保障の観点から一定の妥当性がある。情報共有の適時適切化、長期的な供給安定性・事業持続性を考慮した対応、需給ひっ迫時の供給調整や依存低減・供給源多様化、リスク・脅威情報の共有やインセンティブ付与による環境整備を促す点は、外部依存リスクが高まる中で平時からの備えを強化するものとして支持する。民間の自由な経済活動を基本としつつ、過度な介入を避ける姿勢も評価できる。これらの基本姿勢は維持すべき。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
12	今回は「一部修正」として再募集(事実上の2回目)がなされているが、案件表記や募集要項において「第2回目」「一部修正版」などの回数表記が明確にされておらず、前回募集(案件番号095260740関連)からの具体的な変更点や、再募集・一部修正を行うに至った理由が十分にわかりやすく記載されていない。国民の知る権利と意見提出の実効性を確保するため、同種のパブコメを再度募集する場合は、必ず以下を義務付けることを要請する。 －「第〇回目」「一部修正版」など回数をタイトル・冒頭に明示すること －前回からの変更箇所を新旧対照表等で具体的に示すこと －再募集・修正の理由(なぜ一部だけ修正し、再意見を求めるのか)を明確に記載すること これにより「聞いたフリ」のアリバイ作りを防ぎ、行政の説明責任を果たすべき。今回の募集でもこの点を事後的にでも補完し、今後のすべての再募集で徹底すべき。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
13	特定重要物資の安定供給には国内資源循環が不可欠だが、現状のサーマルリサイクル(熱回収・焼却)や費用対効果の低い資源回収は、真のマテリアルリサイクルに比べ効率が低く、設備投資・運用コストが過大。これらは国民負担(税金・電気料金等)を押し上げ、減税の妨げとなる。 基本指針において、原料をそのまま循環利用するリサイクル以外の施策を原則停止し、真に物資安定供給に資するマテリアルリサイクルに限定する方針を明確化すべき。	資源循環の在り方については各物資ごとに異なるものであり、個別の特定重要物資の安定供給確保のための取組については、主務大臣が各特定重要物資の安定供給確保取組方針において定めることとしております。
14	特定重要物資の安定的な供給を確保するため、医薬品等の最終製品だけでなく、それらを国内で研究・設計・製造するためのバイオテクノロジー基盤についても、経済安全保障上の重要性を評価し、必要な支援を検討すべき。 特定重要物資の供給確保を「完成品の国内生産」に限定せず、「それを可能にする基盤技術・サプライチェーン」まで含めて検討することを要望する。	特定重要物資の安定供給確保のための取組は、「完成品の国内生産」に限定されているものではなく、特定重要物資ごとに主務大臣が定める安定供給確保取組方針において、当該物資若しくはその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムなどを対象に、安定供給確保のための取組が定められています。
15	特定重要物資について、一国又は少数の国・事業者への過度な依存を低下させ、国内生産、備蓄、調達先の多角化等によって安定供給を確保する方向性に賛成。 重要物資を特定国に過度に依存した結果、輸出停止・輸出制限等を外交・経済上の圧力として利用され、日本が国益に反する政策変更や譲歩を事実上強要される状況は避けなければならない。価格だけでなく、国際情勢が悪化しても国民生活と国内産業を維持できることを重視してほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
16	半導体、重要鉱物、蓄電池、肥料等だけでなく、食料安全保障をより重視してほしい。食料そのものに加え、農業・畜産・水産業及び食品生産に不可欠な原材料、飼料、種苗、農薬、農業機械・部品、食品製造設備、包装資材等についても、海外依存度、国内生産能力、代替可能性、備蓄可能性を継続的に調査してほしい。 供給停止によって国民生活に重大な影響を及ぼすものについては、必要に応じて特定重要物資への追加を検討してほしい。「海外から安く購入できる」という理由だけで国内生産能力を失わないことを要望する。	社会経済構造の変化、国際情勢の複雑化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国民の生活や経済活動を支える重要な産業が直面するリスクの総点検と評価を行い、脆弱性を克服し、優位性・不可欠性を獲得することが重要であり、引き続き、重要な物資のリスクの不断の点検と把握されたリスクへの対応に政府横断的に取り組んでまいります。 また、特定重要物資の指定に当たっては、主務大臣がサプライチェーンリスクを不断に点検し、その結果も踏まえて、外部への依存性、供給途絶等の蓋然性、措置の必要性などの要件への該当性を判断しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
17	依存度を下げても、調達を別の一国へ集中させれば新たな依存関係を作るだけ。複数国からの調達、国内生産、備蓄、リサイクル、代替技術等を組み合わせしてほしい。また、直接の輸入国だけでなく、原材料、重要部品、製造設備等まで遡り、サプライチェーン全体で実質的な依存度を評価すべき。 過去の輸出規制、経済的威圧、突然の制度変更、政府による企業介入、国際法・契約の遵守状況等も調達先のリスク評価に反映し、供給停止を外交上の圧力として利用されにくい体制を構築してほしい。	特定重要物資ごとにサプライチェーンの現状は異なるため、特定重要物資の安定供給確保のために必要な取組の対象(特定重要物資、その生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム等)や取組の内容(生産基盤の整備、備蓄、供給源の多様化等)については、主務大臣が定める安定供給確保取組方針において定めることとしております。 また、供給国・地域による輸出の停止・制限等については、特定重要物資の指定に当たっての要件の一つである供給途絶等の蓋然性を判断する際の考慮事項の一つとしております。
18	海外調達先の分散だけでなく、日本国内で生産可能な重要物資については国内生産能力を維持・強化してほしい。短期的には海外調達の方が安価でも、国内企業が撤退し、生産設備、技術、人材を失った後に供給を停止されれば、短期間で国内生産を再開することは困難。国内で生産できる能力そのものを経済安全保障上の価値として評価し、国内設備投資、人材育成、研究開発、技能継承を重視してほしい。	本制度は、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、特定重要物資の安定的な供給の確保を図るものです。特定重要物資ごとにサプライチェーンの現状は異なるため、特定重要物資の安定供給確保のために必要な取組の対象や取組の内容については、主務大臣が定める安定供給確保取組方針において定めることとしておりますが、当該取組として、国内設備投資等も含まれ得ます。
19	供給網の多角化や海外企業との連携によって、日本企業が保有する製造技術、設計情報、営業秘密、研究成果、ソースコード、生産ノウハウ、サプライチェーン情報等の国外流出を助長しないよう、明確な歯止めを設けるべき。直接の取引先だけでなく、親会社、実質的支配者、共同事業者、再委託先等を経由した第三国への技術・情報移転も確認すべき。特に公的資金によって育成・確立した技術や生産能力が、外国企業への技術移転、国外移転、企業買収等によって日本から失われないよう継続的に確認すべき。 重大な流出又はその具体的なおそれが判明した場合には、支援停止、計画変更、必要に応じた支援金返還等を行える制度を要望する。	供給確保計画の認定においては、申請者において情報を適切に管理するための体制が整備されていることを認定の条件の一つとしており、条件を満たしているかを確認した上で認定しています。また、認定供給確保計画に従って取組を行っていないと認めるときは認定を取り消すこととしており、取消しがあった場合は助成金の返還を受けています。
20	補助金その他の公的支援を行う場合、その資金が最終的にどこへ流れるのかを可能な範囲で確認してほしい。 日本企業への支援でも、大部分が外国製設備・原材料の購入に使われ、特定の外国企業等を利するのであれば、政策目的との整合性を検証すべき。 公費投入額だけでなく、輸入依存度の低下、国内生産能力、国内設備投資、国内雇用、技術蓄積、供給国の分散、備蓄能力等を数値で評価し、可能な範囲で国民へ公表すべき。成果が乏しい事業については漫然と支援せず、縮小・停止等を含めて見直してほしい。	各事業の事業の概要、成果目標、実績、支出先等については、行政事業レビューシートとして公表されています。 また、各認定供給確保計画の進捗評価、各特定重要物資の安定供給確保の目標の達成に向けた進捗評価については毎年度フォローアップを行い、その結果を経済安全保障法制に関する有識者会議において報告しています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	今回の基本指針変更が外国人材受入れ拡大を目的としているとは認識していないが、特定重要物資の安定供給や人手不足を理由として、外国人材の受入れ拡大を安易な解決策としないことを要望する。 まず国内人材の育成、賃金・待遇改善、省力化・自動化、研究開発、技能継承を進め、それでも高度な専門人材等が必要な場合には、必要性、専門性、人数、期間等を明確にするべき。 特に経済安全保障上重要な情報・技術を扱う職務については、本人確認、経歴確認、利益相反確認、アクセス権限の限定等を行い、重要情報へのアクセスを職務上必要な範囲に限定すべき。国籍だけで判断するのではなく、日本人を含め重要情報へアクセスする者に必要なセキュリティ対策を行い、外国政府その他外部勢力への情報流出を防止すべき。 また、外国人材の受入れに日本語教育、生活支援等の追加的費用が生じる場合、それを国・地方公共団体へ安易に転嫁せず、受入れによって利益を得る企業に相応の責任と費用負担を求めるべき。	本制度は、助成金による支援、金融支援、市場環境の整備等を通じて、民間事業者等による生産若しくは役務提供に係る基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産若しくは役務提供に係る技術の導入・開発・改良その他の供給網を強化するための取組又は使用の合理化、代替する物資の開発その他の外部への依存を低減するための取組を促進し、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとするものです。 なお、認定供給確保事業者が受けることができる助成金は、認定供給確保事業を行うために必要な資金であり、外国人の受入れに要する費用は含まれません。 また、経済安全保障上重要な情報・技術を取り扱うに当たっては、必要に応じてセキュリティ・クリアランス制度を活用するなど、適切な保全措置を講じてまいります。
22	当初問題がなかった調達先でも、政権交代、企業買収、株主変更、外国政府からの出資、国際制裁、紛争、人権問題等によってリスクは変化する。調達先、重要な取引先、実質的支配関係等を継続的に再評価し、安全保障、人権、法令遵守、供給安定性等に重大な問題が生じた場合には、調達先変更、支援条件変更、支援停止等を行うべき。	推進法第12条に基づき、認定供給確保事業者は、毎年度、認定供給確保計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならないこととなっているほか、推進法第48条第4項に基づき、主務大臣は、認定供給確保事業者に対し、認定供給確保計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる仕組みとなっています。これを踏まえて、認定供給確保計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画の変更の指示やその認定の取消を行うなど、必要な対応を行ってまいります。
23	危機時に政府が民間企業の供給行動に介入しやすくしており、共産主義社会を目指した指針のように受け取れる。指針を作られた後、将来法律化していくおつもりなのでは？と危惧している。民間からは、民の善意として出してもらうべきであり、政府の指針として、なかば強制的に供給を促すような指針は、撤回すべき。危機時の供給増要請、つまり、事業者の行動を“理念”から“実質的義務”へ引き上げるための文言である。	推進法の改正により、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合に、主務大臣が広く関係者に対して状況を把握するために必要な協力を求めることや、認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合に、主務大臣が広く関係者に対し、安定供給確保のために必要な協力を求めることを可能とし、これも踏まえて安定供給確保基本指針を変更するものですが、いずれの場合も、義務を課すものではありません。 安定供給確保基本指針中に「民間事業者等への働きかけを行う際には、自由かつ公正な経済活動との両立の観点から踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解情勢に努めるものとする」旨を明記しており、これを踏まえて適切に対応を進めていきたいと考えております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
24	今回の修正案は、特定重要物資のサプライチェーンが、当該物資の供給事業者及び需要事業者だけでなく、取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上に成り立っていることを明記し、国、民間事業者等が、法第8条の2第1項に基づき、安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るべき旨を示している。この方向性には賛成する。現代の供給網は、単一企業又は単一業界だけで完結せず、原材料、部品、製造装置、物流、金融、保険、投資、データ、クラウド、制御システム、ソフトウェア、保守人材等の複合的な基盤に依存しているためである。本修正を実効的なものとするには、「幅広い関係者」及び「安定供給確保に影響を及ぼし得る事項」の範囲を、物理的な物資や直接取引関係に限定せず、当該物資の供給継続に実質的影響を及ぼすデジタル基盤及びソフトウェアサプライチェーンまで含むものとして明確化すべき。 経済安全保障推進法第7条は、特定重要物資について「プログラムを含む」と明記し、また当該物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムも射程に入れている。したがって、特定重要物資等の安定供給を左右するリスクには、原材料不足や輸送途絶だけでなく、制御ソフトウェア、クラウド、認証基盤、パッケージレジストリ、開発環境、ファームウェア、暗号ライブラリ、運用監視システム、データ基盤の停止・改ざん・脆弱性・外部依存も含まれる。	「幅広い関係者」又は「安定供給確保に影響を及ぼし得る事項」については、特定の範囲に限定をかけるものではなく、各特定重要物資のサプライチェーンの実態を踏まえて判断されます。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
25	今回修正案は、関係者が、安定供給確保に影響を及ぼし得る事項について情報を得た際に、関係者に対して適時適切に情報共有することを例示している。 この点について、共有対象となる情報には、需給ひっ迫、物流途絶、設備故障、地政学リスク、輸出規制等に加え、サイバー攻撃、ランサムウェア被害、ソフトウェア脆弱性、クラウド障害、認証局・証明書障害、制御システム障害、委託先又は再委託先のインシデント、重要OSSの保守停止、ソフトウェア部品の供給停止等を含めるべき。 特定重要物資の生産・流通・在庫管理・品質管理・出荷調整は、デジタルシステムに強く依存しており、これらの障害は物資そのものの不足と同等又はそれ以上に供給安定性を損なう可能性がある。	安定供給確保に影響を及ぼし得る事項についての情報については、特定の範囲に限定をかけるものではなく、各特定重要物資のサプライチェーンの実態を踏まえて判断されます。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
26	修正案は、長期的な物資の供給安定性及び事業の持続性を考慮した対応を検討することを例示している。この「長期的な供給安定性」には、単に一定量の物資を備蓄することだけでなく、継続的に生産・保守・更新・代替できる能力を含めるべきである。特にプログラムやデジタル基盤については、物理的備蓄だけでは対応できない。ソースコード、ビルド環境、署名鍵、SBOM、脆弱性対応体制、保守人材、テスト環境、再現可能ビルド、代替実装、国内ミラー、オフライン運用手順等を維持しなければ、危機時に供給網を復旧できない。 したがって、連携協力の対象には、物資の調達量や供給先調整だけでなく、供給網を支えるソフトウェア・データ・人材・検証能力の維持を含めるべき。	安定供給確保基本指針に示す、「長期的な物資の供給安定性及び事業の持続可能性を考慮した対応の検討」は、特定重要物資等の安定供給確保に寄与する関係者間の連携協力の例示であり、特定重要物資毎に複数の具体的な措置が想定されます。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
27	さらに、修正案は、需給がひっ迫した場合に、供給事業者による平時を上回る供給、供給の相手方・用途等に係る必要な調整、需要事業者における依存低減や供給源多様化等を挙げている。この点について、依存低減及び供給源多様化の対象は、物理的な購入先の複線化に限定すべきではない。重要な製造装置、制御ソフト、クラウド、データセンター、認証・決済・物流管理システム、開発ツール、OSSライブラリ、保守ベンダーについても、単一事業者・単一国・単一サービスへの過度な依存を把握し、代替可能性を確保する必要がある。特に、ソフトウェア更新やライセンス認証が停止しただけで生産設備や物流システムが機能しなくなる場合には、物資の在庫が存在しても供給は停止し得る。	安定供給確保基本指針に示す、需給がひっ迫した場合の対応等は、特定重要物資等の安定供給確保に寄与する関係者間の連携協力の例示であり、特定重要物資毎に複数の具体的な措置が想定されます。頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
28	国の役割についても、修正案は、法第8条の2第2項に基づき、サプライチェーン上のリスク、脅威等に関わる情報を民間事業者等へ共有し、調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブ付与等の環境整備に努めるとしている。この方向性を具体化するため、国は、分野横断的なリスク情報共有の仕組みを整備すべき。例えば、特定重要物資に関連するサイバー脅威、重要ソフトウェア脆弱性、クラウド・通信障害、国外規制、輸出管理、物流途絶、重要OSSの保守状況等を、機密や企業秘密に配慮しつつ、関係事業者が早期に認識できる形で共有する必要がある。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
29	加えて、インセンティブ付与の対象には、単に国内調達や備蓄を行う行動だけでなく、供給網の可視化、SBOM整備、脆弱性管理、複数供給源確保、代替運用手順の策定、OSS保守への貢献、国内で検証可能なビルド・配布体制の構築、サイバー演習、委託先・再委託先管理、データ可搬性確保等を含めるべき。これらは短期的には費用を伴うが、危機時の供給継続性を高める投資であり、特定重要物資等の安定供給確保に直接資する。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
30	一方で、関係者間の連携協力を強める際には、事業者、とりわけ中小企業やスタートアップ、地方企業、専門的知見を有する個人・小規模組織に過度な報告負担を課さないよう配慮すべきである。経済安全保障推進法の制定時国会審議でも、サプライチェーン調査に当たっては、事業者の負担に留意し、公的統計、業界団体調査、ヒアリング等を効果的に活用する旨が答弁されている。今回の修正に基づく情報共有や連携協力も、重複報告や過剰な書類提出ではなく、標準フォーマット、既存データ、業界団体、API、機械可読な報告様式を活用し、実効性と負担軽減を両立させるべき。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
31	諸外国のような厳格なデータ主権やAI法制を持たない我が国においては、「特定重要物資」の供給・生産ラインやその管理インフラ（通信、電力、放送等）へ海外製フロンティア級AIや非地上系ネットワーク（NTN）技術が無検証で導入・接続する傾向が強い。これは手続き上の障壁なく、国内の物資流通データやインフラ運用データを無制限にサンプリング・検証できる「最も容易な実験場（テストベッド）」を外部プラットフォーム側に無償で提供していることに等しく、供給網の壊滅的な脆弱性を生み出す。したがって、今回修正される基本指針においては、特定重要物資の安定供給を担保する大前提として、サプライチェーンに深く浸透する海外製アセットの「バックエンドのソースコード」および「通信プロトコル」の全面開示・100%の可視化を義務付けるべき。政府の厳格な事前検証をパスしない限り、重要物資管理システムへの接続を一切認めない「スタンドスティル命令（一時導入停止）」の執行権限を基本指針内に明文化することを強く求める。	供給確保計画の認定においては、取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていることを認定の条件の一つとしており、条件を満たしているかを確認した上で認定しています。また、主務大臣が定める各特定重要物資の安定供給確保取組方針においては、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨しているほか、必要に応じて、技術流出防止措置を講ずること等としています。頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
32	特定重要物資の維持管理・流通に携わるインフラ事業者が、開発効率向上のために外部の生成AIツールのプラグインやAPI、あるいは自動同期型のリポジトリ(ソースコード管理基盤)を自社の開発環境に自発的に接続、またはサプライチェーン汚染によって受動的な結合ループが成立した場合、物資管理の最深部データが海外の巨大計算基盤へと常時リアルタイムにフィードバック・解析され得る構造的脆弱性が生じる。 これがグローバル展開される低軌道衛星通信網から照射される電波の空間的広がり(フットプリント)と工学的に結合した場合、供給網の内部に未知のバックドアや電磁波パルス変換の脆弱性が自動生成される危険性が技術的に予見される。結果として、当該システムを明示的に契約・購入していない無関係な周囲の一般市民の生活空間や生体・認知ドメインにまで、非同意下の不可視の電磁氣的干渉が構造的に波及する「第三者巻き込み型生体インシデント」が現実化する。 これを防ぐため、市民が包括的拒否の意思を提示した場合は、通信インフラ側に対象者の生体識別子および居住座標に対する通信パケット・衛星ビームの照射を物理的に回避(ヌリング:電波の空白地帯化)するシステム実装を、特定重要物資の安全確保基準として事業者へ義務付けるべき。	供給確保計画の認定においては、取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていることを認定の条件の一つとしており、条件を満たしているかを確認した上で認定しています。 また、主務大臣が定める各特定重要物資の安定供給確保取組方針においては、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨しているほか、必要に応じて、技術流出防止措置を講ずること等としています。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
33	海外のプラットフォーム企業が納入した自己申告データやセキュリティパッチを盲信・依存することは、特定重要物資の安定供給という経済安保の根幹において、絶対的に回避されなければならない。 基本指針の変更に伴い、特定重要物資のサプライチェーンの自律性を維持するため、以下の3大国家専門機関の最高次アセットを横断的に結合した、政府主導の常時パトロール体制を直ちに構築・稼働すべき。 ・情報通信研究機構(NICT)のアセット拡張: 供給網のノード上空やインフラ深部において、電力網・通信網の系統と連動する生体信号同期パケット(アノマリー)を24時間体制で受動的に逆探知・パケットキャプチャする。外部からの非同意介入に対し、地上の防衛ノードから逆位相の電波を完全に同期してぶつける「アクティブ・フェーズドアレイ・キャンセル」技術を配備し、標的空間の電磁界を相殺(ゼロ化)する。 ・産業技術総合研究所(産総研:AIST)のコード監査: 高度なAI環境を国内運用する際、隔離環境(スーパーコンピュータ「ABCI」など)を用いて、外部の軍事・サイバーアセットへデータを秘密裏にページする隠しロジックや難読化コードを自動検知・排除する。重要物資管理システムとの間に日本独自の安全保障特化型AIを「検疫ゲートウェイ(エアギャップ・シールド)」として完全構築する。 ・量子科学技術研究開発機構(QST)による臨床科学的検証: 国連『ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)』第3の柱(救済へのアクセス)に基づき、万が一初期防衛網をすり抜けて市民の生体ドメインや感覚神経経路等への電磁氣的干渉が発生した場合、多角的な臨床医学的検証に基づく「内因性および器質的疾患の包括的除外診断」を中核ベースラインとし、不随意的な身体的異常動態ログを自動マッピング・特定する「国家監査・検診体制」および原状回復のための医療・工学融合型治療リハビリプロトコルを確立する。	供給確保計画の認定においては、取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていることを認定の条件の一つとしており、条件を満たしているかを確認した上で認定しています。 また、主務大臣が定める各特定重要物資の安定供給確保取組方針においては、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨しているほか、必要に応じて、技術流出防止措置を講ずること等としています。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
34	上記特定の国家機関(NICT等)だけに防御アセットを固定・限定した場合、外部アセット側がその測定限界を割り出して新たなステルス対策(アップデート)を講じることで、日本が再び無抵抗な状態に追い込まれるリスクがある。 これを工学的に完全に封殺するため、初期フェーズにおいては上記3大国家機関の最高次アセットを即座に流用して緊急監査・中和措置を開始しつつ、中長期フェーズとして、これらの防衛・医療技術を国内の優れた民間テック企業、大学、高等研究施設へと段階的に移転・普及(エコシステム化)させるべき。 日本全土の官民が一体となって、リアルタイムに未知のバックドアや干渉パルスを常時検証・中和し続けられる「情報通信防衛エコシステム」を自律拡大させることで、外部アセット側からの予測不可能な先回り対策を永久に無効化し、最高次の技術主権を確立することを基本指針内へ組み込むよう強く要求する。	供給確保計画の認定においては、取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていることを認定の条件の一つとしており、条件を満たしているかを確認した上で認定しています。 また、主務大臣が定める各特定重要物資の安定供給確保取組方針においては、認定供給確保事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨しているほか、必要に応じて、技術流出防止措置を講ずること等としています。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
35	「需給がひっ迫した場合」の客観的な定義がない。対象物資ごとに、在庫量、国内需要に対する供給率、輸入停止期間、価格上昇率等の数値基準を定め、誰がどのような手続でひっ迫を認定するのかを明示してほしい。 また、調整の開始日、期間、定期的な必要性の検証及び終了基準を定め、需給ひっ迫が解消した場合には直ちに企業間調整を終了することを明記してほしい。	推進法第8条の2第1項の規定に基づく関係者の相互の連携協力は、努力義務規定であり、また、安定供給確保基本指針において記載する需給逼迫時の必要な調整については、相互連携協力の例示となります。このため、具体的な手続や基準を定めるものではありません。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
36	「平時」がどの期間を指すのか、「上回る供給」がどの程度の増産を意味するのかが不明です。基準期間、増産量、実施期間及び安全基準を明確にしてほしい。 原材料、人員、設備、輸送能力等の制約により増産できない場合や、増産によって安全性、品質又は他の重要物資の供給が損なわれる場合には、要請を拒否できることを明記すべき。 増産、休日稼働、緊急輸送、設備改修等によって追加費用や損失が生じる場合の費用負担及び補償制度も必要である。努力義務であっても、行政からの要請が事実上の強制として作用する可能性があるため、要請は理由、数量、期間及び法的性質を記載した書面で行い、事業者が異議を申し立てられる仕組みを設けていただきたい。	推進法第8条の2第1項の規定に基づく関係者の相互の連携協力は、努力義務規定であり、また、安定供給確保基本指針において記載する需給逼迫時の必要な調整については、相互連携協力の例示となります。このため、具体的な手続や基準を定めるものではありません。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
37	「供給の相手方・用途等に係る必要な調整」は、実質的に重要物資の配分又は配給を行うものとなり得る。しかし、誰に優先して供給するのかが定められていない。 まず、日本国内における国民の生命・健康及び生活の維持を最優先とし、次いで医療、防災、法執行、防衛その他の公共需要、国内の基幹産業及び生活必需需要、その他の国内民需、輸出等の順に、物資の特性に応じた優先順位を定めていただきたい。 特定企業、業界又は政府と関係の深い事業者が恣意的に優遇されることのないよう、配分の基準、決定主体、決定理由、数量及び期間を記録し、機密情報に配慮しながら事後的に公表・検証する制度も必要である。 既存の取引先への供給を減らすことによって契約違反、操業停止その他の損害が生じた場合の責任及び補償についても明示してほしい。	推進法第8条の2第1項の規定に基づく関係者の相互の連携協力は、努力義務規定であり、また、安定供給確保基本指針において記載する需給逼迫時の必要な調整については、相互連携協力の例示となります。このため、具体的な手続や基準を定めるものではありません。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
38	供給量、在庫、供給先、顧客、調達先等は、企業間競争に直結する情報である。競合する事業者がこれらを共有し、供給量や供給先を調整する行為は、数量カルテル、顧客・市場分割その他の不当な取引制限に該当する可能性がある。 公正取引委員会は、緊急時の情報共有について、深刻な不足が続く期間に限定し、安定調達に必要な情報だけを共有し、不足解消後は直ちに調整を終了する必要があるとの考え方を示している。 したがって、基本指針にも、共有できる情報の範囲、共有目的、参加者、情報遮断措置、目的外利用の禁止、保存・廃棄方法及び終了条件を明記していただきたい。また、数量及び供給先を調整する場合には、公正取引委員会への事前相談又は関与を必須とすべき。	推進法第8条の2第1項の規定に基づく関係者の相互の連携協力は、努力義務規定であり、また、安定供給確保基本指針において記載する需給逼迫時の必要な調整については、相互連携協力の例示となります。このため、具体的な手続や基準を定めるものではありません。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
39	本案は、供給事業者だけでなく、取引関係にある事業者、金融機関、投資家、専門家等の幅広い関係者による情報共有を想定している。 しかし、共有される情報には、在庫、生産能力、調達先、販売先、設備の脆弱性等の重要な企業秘密及び経済安全保障上機微な情報が含まれる可能性がある。共有対象者を必要最小限に限定し、守秘義務、目的外利用禁止、再提供禁止、アクセス記録、保存期間、漏えい時の報告及び罰則を設けていただきたい。 特に金融機関や投資家への情報共有については、未公表の重要事実の選択的提供やインサイダー取引につながらないよう、厳格な情報遮断措置が必要である。 共有相手について、実質的支配者、外国資本との関係、外国政府等から影響を受ける可能性を確認する審査も必要である。国が保有する脅威情報を、審査を受けていない幅広い民間関係者へ提供することは避けるべき。	推進法第8条の2第1項の規定に基づく関係者の相互の連携協力は、努力義務規定であり、また、安定供給確保基本指針において記載する関係者との適時適切な情報共有については、相互連携協力の例示となりますので、具体的な手続や罰則等を定めるものではありません。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
40	大企業や有力な発注者が、取引先の中小企業に対して増産、在庫確保、供給源変更、設備投資等を求め、その費用を取引価格に反映しない事態が懸念される。 追加費用について十分な価格協議を行うこと、一方的な価格据置き、買いたたき、不当な費用負担、購入・利用強制等を禁止することを明記していただきたい。中小企業が不利益を受けた場合に、取引関係を失うことを恐れず相談できる独立した窓口も設けるべき。	安定供給確保基本指針においては、特定重要物資のサプライチェーンは、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者を含め、幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、国、民間事業者等の関係者は、推進法第8条の2第1項の規定に基づき、特定重要物資等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めるものとするを明記しているところ、頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
41	本案には「インセンティブの付与等」とあるが、補助金、税制優遇、金融支援、政府調達における優遇等の具体的内容が不明である。 国費を投入する場合には、支援対象、選定基準、予算上限、財源、国内供給量の増加目標、達成期限及び国民生活にもたらす効果を事前に公表してほしい。支援先の企業名、支援額及び成果を事後公表し、目標未達、目的外使用又は過大な利益が確認された場合の支援停止・返還制度を設けるべき。 外国資本等の影響を受ける企業への支援については、実質的支配者及び最終的な受益者を確認し、日本の国民生活及び経済安全保障に確実に寄与する場合に限定していただきたい。	インセンティブの付与については、関係者による取組が円滑に実施されるようにするための措置の例示であり、特定重要物資ごとに様々な取組が想定されるため、具体的な内容、手続等を定めるものではありません。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
42	特定重要物資には、抗菌薬、肥料、半導体、蓄電池、天然ガス、人工呼吸器等、国民生活に直結する物資が含まれている。 供給調整によって一般消費者への供給が減少したり、価格が急騰したりすることがないよう、国内供給量、小売価格、地域別在庫、買占め及び転売等を監視する仕組みを設けていただきたい。 施策実施後は、国費投入額だけでなく、国内供給量の増加、供給途絶の回避、価格安定及び国民生活への効果を定量的に評価し、効果が確認できない支援やインセンティブは終了すべき。	民間事業者等による自由な経済活動に制約を加えることはサプライチェーンの合理性及び効率性を阻害することにつながる懸念もあることから、民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形でサプライチェーンの強靱化を後押しすることが重要と考えており、供給調整等を強いるものではありません。 また、インセンティブの付与については、関係者による取組が円滑に実施されるようにするための措置の例示であり、特定重要物資ごとに様々な取組が想定されるため、具体的な内容、手続等を定めるものではありません。 なお、各認定供給確保計画の進捗評価、各特定重要物資の安定供給確保の目標の達成に向けた進捗評価については毎年度フォローアップを行い、その結果を経済安全保障法制に関する有識者会議において報告しています。
43	今回追加された「平時を上回る供給」及び「供給の相手方・用途等の調整」は、単なる字句修正ではなく、企業の生産・販売活動及び国民への物資配分に関わる実質的な政策追加である。 それにもかかわらず、今回の意見募集期間は令和8年8月11日から同月26日までと短く、事業者、消費者、専門家等が十分に検討する期間が確保されているとはいえない。具体的な発動基準、補償、独占禁止法上の措置、情報管理及び国費支援の条件を追記した修正案を改めて公示し、十分な期間を設けて再度意見募集を行っていただきたい。	推進法第8条の2第1項の規定に基づく関係者の相互連携協力は努力義務規定であり、安定供給確保基本指針において記載する平時を上回る供給や供給の相手方・用途等に係る必要な調整は、民間事業者等が努めるものとする相互連携協力の例示であり、御指摘は当たりません。
44	特定重要物資（半導体、蓄電池、永久磁石、重要鉱物、肥料、抗菌性物質製剤、工作機械、航空機部品、クラウドプログラム、天然ガス、船舶部品など）の多くで、日本は中国に過度に依存している。レアアースでは精練・加工で中国が世界の大半を占め、日本輸入の過半からほぼ全量が中国由来である実態が続いています。中国は過去に輸出規制・禁輸を繰り返し、経済的威圧の手段として用いてきた。 基本指針第1章などで「関係者間の連携協力」「供給源の多様化」「情報共有」を強調するだけでは不十分です。中国製品・中国由来部品・中国企業関与のサプライチェーンを原則排除・段階的全廃する明確な方針を盛り込み、認定供給確保計画や支援対象から中国関連を厳格に除外すべき。同盟国・同志国との協力も「日本人ファースト」を前提とし、国内生産・日本企業優先を絶対条件としてください。中国依存を残したままの「多様化」は、結局中国の影響力を温存し、国家・国民の安全を損なう事態を未然に防止できない。 中国製品の品質問題、技術流出リスク、強制労働・人権問題、軍事転用可能性、サイバー脅威なども、すべて排除理由に加えるべき。	本制度は国民の生存に必要な不可欠な若しくは国民生活又は経済活動が依拠している重要な物資等に、外部への依存性、供給途絶の蓋然性等が認められる場合に、特定重要物資として指定し、その安定供給確保の取組を支援するものです。サプライチェーンの現状等に応じて、特定重要物資ごとに求められる取組は異なりますが、引き続き、本取組を通じて、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止してまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
45	サプライチェーン強靱化には巨額の設備投資・技術開発が必要だが、現行の高税率・複雑税制が企業の負担を増大させ、国内回帰を妨げている。法人税・所得税・固定資産税などの大幅減税、設備投資即時償却、研究開発税制の拡充を、特定重要物資関連事業に優先適用する仕組みを指針に明記していただきたい。 「支援措置」や「インセンティブ」だけでは不十分である。減税なくして真の自律性向上は不可能である。税金を原資とする補助金依存を減らし、民間の自由な経済活動を活性化させる減税こそが、長期的な供給安定と事業持続性を担保する。行政が税金を吸い上げて再配分する構造自体が、財政悪化と民間活力低下を招いている根本問題である。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
46	供給確保計画の認定、取組方針策定、情報共有、需給ひっ迫時の調整、特別対策指定など、現行制度は事業者に過度な事務負担を強いている。申請書類の多さ、複数省庁への重複報告、複雑な要件確認、長期の審査期間は、中小企業を中心に参入障壁となり、結果として国内生産基盤の強化を阻害している。 指針において「過度な介入を行わない」と述べるだけでは甘い。行政事務を半減以上に削減することを数値目標化し、認定手続きのワンストップ化・デジタル完結・書類最小化・審査期間の短縮を義務付けていただきたい。国による環境整備（情報共有・インセンティブ）も、民間の負担増につながらない形に限定し、官僚主導の規制強化を排除すべき。行政肥大化自体が、税金浪費と経済活力低下の元凶である。	民間事業者等による自由な経済活動に制約を加えることはサプライチェーンの合理性及び効率性を阻害することにつながる懸念もあることから、民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形でサプライチェーンの強靱化を後押しすることが重要と考えております。助成金の交付等に当たって必要な手続とのバランスを取りつつ、中小企業も含めた事業者にとって過度な負担とならないよう、引き続き適切に対応してまいります。
47	・ 国家・国民の安全最優先:外部依存による供給途絶リスク、地政学的威圧、技術優位性喪失を、経済合理性や国際協調より上位に置く明確な序列を定めること。 ・ 国内回帰の加速:備蓄・生産基盤整備・代替技術開発を日本国内完結を原則とし、海外依存を極限まで低減。 ・ 財政規律と減税の両立:補助金バラマキを抑制し、減税による民間主導成長を優先。無駄な行政コストを削り、国民負担を軽減。 ・ 透明性と説明責任:指定・解除・支援の判断基準を明確化し、中国関連リスクを隠蔽しない公開を義務化。 ・ 産業全体への波及:特定重要物資だけでなく、関連する中間財・部品・人材育成まで日本人優先で強化。外国人労働者依存やグローバルサプライチェーン優先を見直し。 ・ 長期持続性:短期の需給調整に留まらず、少子高齢化・人口減少下での国内生産力維持を見据えた施策を。 ・ 国際関係の現実直視:中国の輸出管理強化やサプライチェーン支配を直視し、「連携協力」を美名にした甘い依存継続を排除。	民間事業者等による自由な経済活動に制約を加えることはサプライチェーンの合理性及び効率性を阻害することにつながる懸念もあることから、民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形でサプライチェーンの強靱化を後押しすることが重要と考えております。また、特定重要物資の指定要件については、推進法第7条に明記されているほか、その考え方については安定供給確保基本指針において示しております。さらに、特定重要物資等の安定供給確保を図るための様々な取組のうち、特定重要物資ごとに有効な取組を絞り込み、当該取組に必要な支援措置を検討した上で、支援対象となる取組及び当該取組関し主務大臣が実施する施策を安定供給確保取組方針等の形で公表することにより、透明性等の確保を図っております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
48	本変更案は、半導体や医薬品、肥料、エネルギーなど、国民生活や産業に不可欠な「特定重要物資」の安定供給を確保するための基本指針を修正するものであり、経済安全保障の観点から極めて重要な案件であると理解。一方で、公開資料を拝見する限り、「成果目標」および「KPI(客観的な効果検証指標)」が明示されていないように見受けられる。国費(補助金・税制支援)も投入され得る分野であり、指針の修正が実際に供給途絶リスクの低減や国内生産比率の向上につながったかどうかを確認するためには、客観的な指標が不可欠。 「最小限の項目で最大限の効果」を得られるよう、バランスを取った制度設計をお願いしたい。 本変更案には成果目標もKPIも明示されていないため、以下の趣旨を、分かりやすい形で追記していただくことを希望する。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM(エビデンスに基づく政策立案)および行政事業レビューの考え方に照らし、本案件について成果目標や客観的な効果検証指標が設定されていないのであれば、その理由を分かりやすく示していただきたい。その上で、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値、達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表していただきたい。ここで挙げたようなKPIは欧米では一般的に用いられているとされるので、必要であれば欧米の関係者にも確認しながら検討していただければと思う。	特定重要物資ごとにサプライチェーンの現状等が異なることから、本基本指針においては、主務大臣が定める特定重要物資ごとの安定供給確保取組方針において、同取組方針で定める施策により、達成すべき特定重要物資の安定供給確保の目標等を定めることとしております。
49	行政手続法39条2項が求める「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの」になっているかどうかについて。本変更案は、題名や根拠条文、変更内容の概要が記載されており、形式的には要件を満たしているように見える。しかし、一般の納税者や文系の公務員の方が読んだ場合、「どの法令のどの条文に基づき、何をどこまで変えるのか」「その結果として、どのような供給安定効果が期待されるのか」「どの程度リスクが減ることを目指しているのか」が直感的には分かりにくい構成になっているようにも感じられる。特に、成果目標やKPI、効果検証の方法が示されていないため、「国民にとって具体的かつ明確」と言える水準には十分達していない部分があると考え。 専門的な内容を扱うほど用語や制度構成が複雑になりますが、「一般向けの概要」「成果目標」「検証方法」を補うことで、行政手続法の趣旨により近づけることができると思う。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。